

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第20号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 現金保管事務

所管所属：会計室

通知日：令和6年5月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(2)	(2) 現金収納保管事務マニュアル及び安全保管に関する自主点検表の改善を求めたもの 今回の監査において、現金収納保管事務マニュアル及び現金保管事務にかかる帳票を確認したところ、次のような事実があった。 ■ 現金収納保管事務マニュアルには、業務時間外の金庫等の鍵の管理を宿日直専門員に行わせるときは、金庫等の鍵を施錠可能な小型金庫等に入れ、施錠した上で引き渡すこととされているが、「現金等の安全保管に関する自主点検表」に当該点検項目がない。 ■ 「現金等の安全保管に関する自主点検表」における人事異動に伴う対応の点検項目は、金庫のダイヤル番号を変更すれば、金庫等の鍵の保管場所を変更する必要があるように読み取れ、人事異動の際は金庫等の鍵の保管場所を適宜変更するとしている現金収納保管事務マニュアルとの整合性がとれていない。 「現金等の安全保管に関する自主点検表」は、所属において行う現金等の適正な保管・管理のための仕組みであるが、点検項目に現金収納保管事務マニュアルと整合性がとれていないものや不足しているものが見受けられ、所属が現金収納保管事務マニュアルに沿った運用を行っているかどうかの自主点検を行うには、不十分であった。 また、会計室によれば、現金収納保管事務マニュアルは遵守すべきものとしつつも、遵守できない状況がある場合、所属の対策によっては、適正と判断できることもあるとのことであったが、現金収納保管事務マニュアルには、その場合に所属の実情に沿った運用も可能であることは記載されておらず、金庫等の鍵の管理方法について、どこまでの対策を行えば適正なのかの判断基準が不明確であった。 [指摘事項1(2)] 会計室は、所属が適切に確認や見直しを行えるよう、「現金等の安全保管に関する自主点検表」を改訂されたい。また、現金収納保管事務マニュアルに、適正な金庫等の鍵の管理方法について、判断基準を明確にするとともに、判断に疑義が生じた場合の相談体制等についても示されたい。 なお、それらの周知に当たっては、所属に改訂趣旨等が伝わるよう工夫されたい。	令和5年7月から令和6年1月にかけて ・改訂案の内容が現場実態と乖離することのないよう、令和5年7月31日から8月30日の間に実施した会計実地調査で現場実態を把握した。 加えて令和5年11月8日付け開催の区会計管理者連絡会（第4回）の場で改訂経過及び内容を説明し、令和5年11月15日から22日の間に開催された各区会計管理者グループ会議の場で意見を聞き取った。 聞き取った意見の検討結果を令和6年1月10日付け開催の区会計管理者連絡会（第5回）の場で共有し、それに対する意見を聞き取り現場実態を把握した。 令和5年8月から令和6年2月にかけて ・現場実態を踏まえ、令和6年4月1日付け施行とする金庫等の適正な鍵の管理方法についての判断基準及び判断に疑義が生じた場合の相談体制等を記載した「現金収納保管事務マニュアル」及び整合性の図られた「現金等の安全保管に関する自主点検表」（以下「マニュアル等」という。）の改訂を行った。 令和6年2月19日 ・令和6年4月1日付けでマニュアル等を改訂施行することを、改訂趣旨を含めて各所属あてに通知した。 令和6年3月 ・マニュアル等の改訂趣旨について、全職員に向け周知を図るため庁内ポータルサイトに掲載するほか、令和6年3月13日付け開催の区会計管理者連絡会（第6回）の場で2月19日付け各所属宛通知について再周知した。 監査結果でご意見いただいた留意すべき事項については、令和6年度以降の取組として、マニュアル等の改訂後、当室が実施する会計調査の際などに、牽制機能を活用しながら各所属におけるマニュアル等の遵守状況を確認し、必要に応じて個別指導を行う。 また、現金保管事務がより一層適切に運用されるよう、当室が例年実施している会計事務担当者研修等を活用し、マニュアル等の改訂趣旨の説明を行うほか、所属からの相談に対応した内容を共有するなど、今後も各所属を支援していく。	措置済	令和6年4月1日